

# 大間木ドッグランサポーターズクラブ 会則

## 第1章 総則

### 1. 【名称】

本会は、「大間木ドッグランサポーターズクラブ」と称す。

### 2. 【目的】

大間木ドッグランは、利用者自らが管理運営を行うこととし、大間木ドッグランサポーターズクラブは、利用者が施設を快適に使用するために、施設利用のマナー向上を働きかけることを目的とする。また、地域住民と飼い主と犬のより良い共生関係を築ける環境を育成することとする。さらに、動物愛護の精神に基づき、人と犬にやさしい社会環境作りを応援していく。

### 3. 【活動内容】

(1) 大間木ドッグランの円滑な管理運営と利用者のマナー向上を目指す。

- ・ 利用者にドッグランの利用規約の遵守を図る。
- ・ 利用者のマナー向上と犬の飼育管理に関する知識を深めるため、しつけ教室の開催や勉強会を開催する。
- ・ 利用者へ、ドッグランをマナーを持って清潔に使用することを働きかける。
- ・ 埼玉県内においてドッグラン設置の普及にかかる活動を行う。
- ・ その他、地域住民と犬のより良い共生関係を図る。

(2) 上記活動にあたって、さいたま市とドッグランの運営管理等について協定を締結する。

## 第2章 組織

### 1. 【会員】

(1) 次の資格を有する者を会員とする。

- ・ 本会の目的に賛同し、活動するもの。

(2) 会員は次の権利を有する。

- ・ 総会の議決権。
- ・ 臨時総会の開催権。

(3) 会員は次の義務を負う。

- ・ 会員規約を遵守する。
- ・ 会員互いに尊重しあい円滑な会の運営を行うこと。
- ・ 会を発展させるべく、熱意を持って活動に参加すること。
- ・ 総会に出席すること。

- ・ 年会費を納めること。

## 2. 【賛助会員】

(1) 次の資格を有する者を賛助会員とする。

- ・ 本会の目的に賛同し、1,000円以上の賛助会員費を納め、且つ活動内容に対し積極的に賛同し、支援する個人・法人・団体とする。

(2) 賛助会員は次の権利を有する。

- ・ 総会への参加及び意見を述べる権利はあるが、議決権は持たないものとする。
- ・ 会期は、1年とする。

## 3. 【役員】

(1) 本会は、次の役員を置く。

- ・ 会長（1名）、副会長（若干名）、会計（1名）、を置く。
- ・ 役員は会員の中から選出される。

(2) 役員の任期は、次の通りとする

- ・ 役員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員は残任期間とする。
- ・ 役員は再任を妨げない。

(3) 会長は必要に応じ、活動にあたって部会をおくことができる。

## 4. 【事務局】

本会は、事務局を若干名置き、主な活動内容は次の通りである。

- ・ 会議内容を議事を残し、議事内容を利用者に報告を行う。
- ・ マナー教室等の会として、イベントを行う際に事務局となる。
- ・ その他、役員をサポートを行う。

## 第3章 会議

### 1. 【総会】

(1) 会員全てを構成員とする。

(2) 総会は、定例総会と臨時総会とする。

- ・ 定例総会は、年1回、年度末に会長が召集する。
- ・ 臨時総会は、次の各項目の一つに該当する場合に開催する。
  - 一 会長が必要と認めたとき。
  - 二 会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の要請があったとき。
- ・ 総会は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。なお、委任状も出席とみなす。

(3) 総会の議事は出席構成員の過半数をもって決し可否同数の場合は議長の決するところ

による。

- ・ 次の事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、出席構成員の3分の2以上で決する。
  - 一 会則の制定、変更又は廃止。

## 2. 【定例会議】

本会の定例会議を定期的な会合として開催する。

- ・ 定例会議では、大間木ドッグランの管理運営に関する事などを話し合い、その結果を議事録に残すと共に、近隣住民や利用者へ広報を行う。
- ・ 定例会議は2ヶ月に1回、決めた日時で行うこととする。

## 第4章 会計

### 1. 【収入】

本会の経費は次の収入によるものとする。

- ・ 会費
- ・ 賛助会員費
- ・ 寄付金
- ・ しつけ教室やマナー教室等の活動で得た利益

### 2. 【会費】

会費は、会員の義務として収めるものとする。

- ・ 会費は1家族につき年間2,000円とする。
- ・ 会費は年度ごとに徴収し、年度内で入退会した場合でも減額・返金はしないものとする。

### 3. 【寄付金】

寄付金は、必ず役員を通して受け取り、会の運営経費に充てる。

### 4. 【会計報告】

会計年度は 4月 1日～ 3月 31日とし、会計報告は年に1回（毎年4月の定例総会）公開・報告をする。